

監査基準報告書 230「監査調書」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 230 監査調書 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 7 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上	監査基準報告書 230 監査調書 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2019 年 2 月 27 日 改正 2019 年 6 月 12 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 7 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上

改正案	現 行
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正） ・ 本報告書（2023年 1 月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）の付録は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年 9 月26日改正）
《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第 1 項参照） 本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。 ・ 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」-第 8 項 ・ 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」-第 41 項 ・ 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」-<u>第 68 項から第 F68-3JP 項</u> ・ 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」-第 29 項 ・ 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」-第 24 項 ・ 監査基準報告書 300「監査計画」-第 11 項 ・ 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第 37 項 ・ 監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」-第 13 項 ・ 監査基準報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第 27 項から第 29 項 ・ 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第 14 項 ・ 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」-第 38 項 ・ 監査基準報告書 550「関連当事者」-第 27 項 ・ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」-第 59 項 ・ 監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」-第 22 項 ・ 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」-第 24 項 ・ 監査基準報告書 910「中間監査」-第 33 項から第 35 項 以 上	《付録 他の監査基準報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第 1 項参照） 本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。 ・ 監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」-第 8 項 ・ 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」-第 41 項 ・ 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」-<u>第 43 項から第 46 項</u> ・ 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」-第 29 項 ・ 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」-第 24 項 ・ 監査基準報告書 300「監査計画」-第 11 項 ・ 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」-第 37 項 ・ 監査基準報告書 320「監査の計画及び実施における重要性」-第 13 項 ・ 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」-第27項から第29項 ・ 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」-第 14 項 ・ 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」-第 38 項 ・ 監査基準報告書 550「関連当事者」-第 27 項 ・ 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」-第 59 項 ・ 監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」-第 22 項 ・ 監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」-第 24 項 ・ 監査基準報告書 910「中間監査」-第 33 項から第 35 項 以 上